



子育てクローズ・アップ! その5 しずおか子育て優待カード

子育てカードは全県下で

川根本町は、親子のふれ合いをきっかけづくりのため、平成18年度に県内で先陣を切って「しずおか子育て優待カード事業」を導入しました。そして現在では、県内全ての市町で事業が実施されていること、皆さんご存知ですか? お店で買い物したときなどに、18歳未満のお子さんと同伴して(または妊娠中の方)、このカードを提示すると、店舗ごとに様々なサービスを受けることができる事業です。

次世代育成支援行動計画により平成18年度から実施しています。また、この事業は、子育て家庭を地域・企業・行政が一体となって支援する環境づくり、子育てに安心感を持たせる、子どもとのふれ合いを深める機会の提供を目的としています。

なぜ「同僚」なのか

事業の目的にもある「子どもとのふれ合い」の機会が減

っていませんか? 子どもはいつかは離れていくもの。子育て中の今、ふれ合うことができなかったら、その先「ふれ合い」の機会は格段に減っていきます。子育ては楽しいもの、という思いを持ってもらうためにも、この事業では同僚をお願いしているのです。

夏休みシーズンでもありませんし、普段からあまりふれ合いがない方、このカードとともに家族のふれ合いを体験してみてください。もちろん、十分におれ合いをしているご家庭でも、さらに絆を深めるために、このカードをお役立ててください。

サービス協賛店舗

本主旨に賛同して下さった店舗や施設などが、店舗独自のサービスを提供しています。このサービスは協賛店舗などのご協力によって成り立っています。子育て家庭に優

しい店舗・施設として登録されています。川根本町内では平成20年7月1日現在で98店舗が協賛してくださっています。(次号でご紹介する予定です)

店舗やサービス内容などを知りたい方は、町ホームページまたは静岡県のホームページをご覧ください。また携帯電話からもアクセスできます。まだカードを使用したことがないという方、カードを紛失してしまった方は健康増進課・保健福祉課で再発行しています。ぜひご利用ください。また、主旨にご賛同いただける店舗・施設の募集も随時行なっています。ぜひ担当課までご連絡ください。



●現行のしずおか子育て優待カードはプラスチック製素材の合成紙で耐久性に優れています。また右の四角いモザイクのような部分は携帯電話から簡単アクセスできるQRコードです。

●しずおか子育て優待カードについて豆知識(県庁HP) 事業の目的 しずおか子育て優待カードは、未来の「しずおか」を支える子どもたち、その「社会の宝」を守り、育てている親たちを地域全体で支えることを基本として、①子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって支援する気運の醸成 ②子育ての孤立感をなくし、子育て家庭の安心感の醸成 ③子どもと保護者とのふれ合いを深める機会の提供などを目的としています。 事業の展開 子育て優待カード事業は、18年4月から、実施の意向を表明した市や町から順次実施してきましたが、地

域での支援の輪は拡大を続け、19年10月から県内全ての市町で事業が実施されています。 協賛店舗・施設 平成20年7月1日現在、全県下4,800店に広がっています。 ご利用に際し 携帯サイトからも、市町村ごとに、買物・飲食・宿泊等のジャンル別に検索ができます。携帯サイト http://www.pref.shizuoka.jp/m/ しずおか子育て優待カードは、お住まいの市や町に関係なく県内の全協賛店舗・施設で利用できます。保護者とお子さんが同伴の上、お店でカードを提示してください。

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

マンガで話め解く

あなたの身近に裁判員制度②

平成21年5月21日スタート

平成21年5月21日から「裁判員制度」がスタートします。裁判員制度とは、国民の皆さんが裁判員として刑事裁判に参加する制度のことです。参加した裁判で、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらうことで、「国民の司法参加」を実現します。皆さんもいつか裁判員に指名されるかもしれません。このページでは、おおむね10回の連載を通して、裁判員制度とはどんな制度なのかを、ごく一部分ではありますが、分かりやすいマンガでご紹介していきます。

第2話 どのような事件を扱うのですか?



裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。

- ①人を殺した場合(殺人)
- ②強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥身代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身代金目的誘拐)
- ⑦子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死) などです。

このような事件であっても、被告人の言動などにより、裁判員やその家族に危害が加えられたり生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、裁判員の参加が非常に難しいような事件では、裁判官のみで裁判を行うことがあります。

参考:よくわかる!裁判員制度Q&A
2006年12月第1版発行 2007年9月補訂版発行
このページは静岡地方裁判所にご協力いただき作成しています。
裁判員制度に関する詳しい内容は、
裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> をご覧ください。

除草剤のご紹介 葉から入って根まで枯らす除草剤です。 500cc 2リットル 5リットル
945円 3,000円 7,000円
※ラウンドアップと同等品です。

大好評! サンフーロン

〒428-0313 川根本町上長尾795-1 IP 050-3363-2252
TEL 56-0006
FAX 56-0009

前田機材

農機具の購入・修理・改造など、お気軽にご相談ください。地域のお店だからこそ、ていねいに、分かりやすく、迅速に対応いたします!